

JPCA NEWS

一般社団法人
日本写真著作権協会
Japan Photographic Copyright Association



photo: 中村博之 / Hiroyuki Nakamura / HJPI320910220263

CONTENTS

LATEST NEWS 最新ニュース

- 「JPCA 教育利用写真アーカイブ」本格稼働へ! p2
- 「写真の町」東川町で写真著作権セミナーを開催 p10
- 「写真の町」の活動は 40 年 一吉里学芸員に聞く p10
- 生成 AI 画像と著作権者 ID に関するセミナーを開催 p11
- 訃報: JPCA 元理事 足立寛氏逝去 p11

INTERVIEW インタビュー

- 写真家・水谷章人に聞く p6

COPYRIGHT 著作権入門

- 著作権の制限 p4

QUESTION / ANSWER 一問一答

- 神社仏閣に肖像権はあるか? p5

GALLERY ギャラリー

- 新山 清 p4 新田 好 p8 東 儀一郎 p12

JPCA 会員団体

- 公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
- 公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
- 一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
- 日本肖像写真家協会 (日肖像)
- 一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
- 全日本写真連盟 (全日写連)
- 一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
- 一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
- 日本風景写真協会 (JNP)
- 公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
- 一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

「JPCA 教育利用写真アーカイブ」本格稼働へ！

授業の現場で安心して使える写真を提供

「JPCA 教育利用写真アーカイブ」とは

情報通信技術を利用した新しい授業の現場において、安心して使える写真を提供することを目的に「授業目的公衆送信補償金制度」に基づいて構築された、「JPCA 教育利用写真アーカイブ」が本格稼働へと動き出している。

このアーカイブは、JPCA 会員団体に所属し、著作権者 ID を保持する写真家が新たに提供した写真等から構成されており、登録写真には写真家名の他にキャプションや撮影日時、場所等のメタデータも添付されており、国内外の風景、動植物、歴史的な事件等々多岐にわたった写真が登録されている。より充実した使いやすいアーカイブを目指し、教育現場からの要望を活かしながら登録写真の追加は随時行われており、さらには「日本写真保存センター」が所蔵している写真の登録も予定している。

「授業目的公衆送信補償金制度」とは

この制度は、当協会前常務理事・瀬尾太一が先頭に立って各方面に働きかけて実現したものであり、並行して授業に利用できる「JPCA 教育利用写真アーカイブ」の構築も進めてきた。

2018 年の著作権法改正により、教育現場でデジタルデータの利活用がしやすいように権利制限が拡大され、それによって著作権者に生ずる不利益を補償するのが「授業目的公衆送信補償金制度」だ。改正前の著作権法でも遠隔合同授業での公衆送信は著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができたが、補償金を支払うことによって遠隔合同授業以外の場合でも許諾なく利用が可能となった。この補償金を管理する団体として指定を受けたのが「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」であり、分配業務受託団体（JPCA を含めた 14 団体）から各権利者に分配される仕組みだ。

アーカイブの写真を教育利用する



教育機関の方で初めて利用する場合は <https://archive.jpca.gr.jp/register> にアクセスし、教育機関でご利用のメールアドレス、所属学校名、氏名、ふりがなを入力し、[申込み] ボタンを押し、システムからのメールを待つ。

登録したメールアドレス宛にログイン用パスワードが通知されるので、ログインページ (<https://archive.jpca.gr.jp/login>) にアクセスし、利用者 ID として登録したメールアドレスを入力、通知されたパスワードでログインする。

登録された写真を検索するにはフリーワード欄に入力し [検索] ボタンを押すか、[カテゴリ検索] ボタンを押して表示される [都道府県] や [分類] を利用して目的の写真を探す。



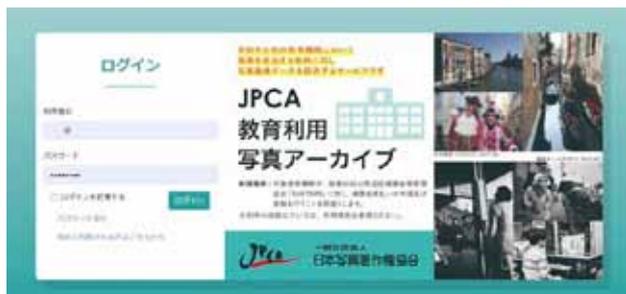
サムネイルをクリックすると拡大表示され、写真を利用する場合には [→利用する] ボタンを押し、表示される「利用規約」や「利用の留意点」を一読し、納得した場合のみ [→ダウンロード] ボタンを押して

画像を保存できる。

使用する際には必ず写真のそばに著作者名や著作権者 ID(写真情報のページに表示)を表示する必要があります。

■写真アーカイブの教育利用者用 URL

<https://archive.jpca.gr.jp/login>



アーカイブへ写真をアップロードする



著作権者 ID を保持する写真家が初めて「JPCA 教育利用写真アーカイブ」を利用(応募)するには、「初めて応募される方」(<https://boshu.jpca.gr.jp/register>)にアクセスしメールアドレス、所属団体、著作権者 ID、氏名(スペースなし)、ふりがなを入力し、[申込み] ボタンを押し、システムからのメールを待つ。

登録したメールアドレス宛にログイン用パスワードが通知されるので、ログインページ (<https://boshu.jpca.gr.jp/login>) にアクセスし、利用者 ID として登録したメールアドレスを入力、通知されたパスワードでログインする。



アップロードできるファイル形式は JPEG のみで、複数枚を一度にアップロードできるが、合計ファイルサイズは 10MB までとなる。また、登録した写真データは解像度 72dpi、長辺が 1000 ピクセルにリサイズされる。現在、1 人 200 枚までの写真のアップロードが可能となっている。



撮影データとして撮影場所、撮影日時、キャプションの入力が必要。複数の検索キーワードをカンマ「,」か読点「.」を使って一括で登録できるが、「改行」には対応していないので注意が必要だ。

■写真提供者(応募者)用 URL

<https://boshu.jpca.gr.jp/login>



記：加藤雅昭

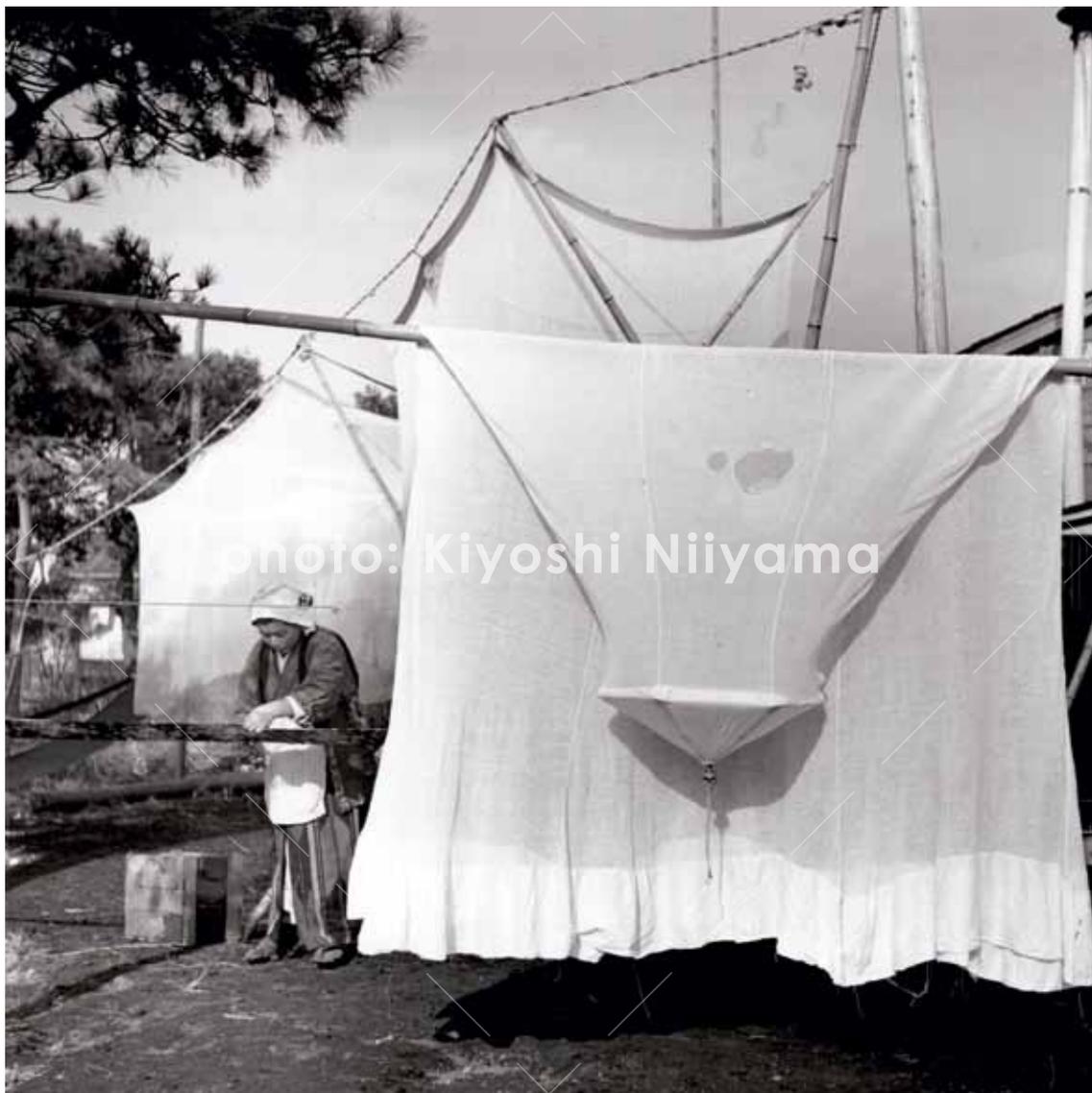


Photo: Kiyoshi Niiyama

写真集『新山清の世界vol.2』より

新山清 / Kiyoshi Niiyama

愛媛県

1947～1952年

新山洋一氏所蔵作品



photo: Kiyoshi Niiyama

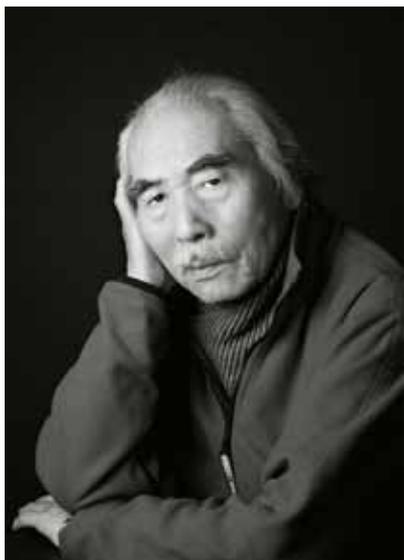
写真集『新山清の世界』より

新山清 / Kiyoshi Niiyama

撮影場所不明

1943～1950年

新山洋一氏所蔵作品



水谷章人氏

photo: 棚井文雄
HJPI320610000334

写真家・水谷章人に聞く

写真家として生きるための権利

—水谷さんの写真家としての活動を聞かせてください。大学では何を専攻されていたのですか？

経済学部商業学科。でも大学2年の時に、私はサラリーマンとしてはやっていけないから、手に職を持たなきゃダメだって思ったのよ。それで、東京総合写真専門学校が日吉に移った時の1期生として入学した。そこでカメラを初めて持ったんだ。中学の同級生が写真屋の娘でね、写真ってというのが頭にあった。写真始めたの遅いんだよ。

—その頃の校長は重森弘淹さん？

そう。当時はすごい先生や先輩方がいらした。その中にやがて目標とし、ライバルとなった横山宏（山岳写真家）さんがいた。私は信州の出だから山なんか年中行っていて意気投合して、一緒にアパートを借りて生活していた。その影響で山岳写真家になった。横山さんからの強い影響を受けて今がある。そして、1年生で卒業生同等の技術があるってことで、『東京中日スポーツ』の試験を受けてアルバイトとして入った。そこでスポーツをやるわけ。でも、新聞社って休みがないじゃん？学校もあったし、忙しくて。だから2年間で辞めた。それに、そのままいったらスポーツ写真家になっちゃう。私は山岳写真家になりたかったから。学校からは「水谷、勝手に辞めるなよ」ってすごく叱られた。

その後、卒業と同時にフリーになった。それが1965年。来年で60周年なんだ。山岳写真家でデビューして、スキーなどのスポーツ写真を撮るようになった。そして今はまた自然を撮るようになった。

—富士フィルムに出入りされていたんですね。

横山さんのアシスタントとして。そこには石井彰さんという宣伝部長がいて、富士フォトサロンで、個展をやっつてね。彼の推薦で30歳で日本写真家協会にも

入った。その個展での写真がけっこう脚光を浴びて。それは山じゃなくてスキーの写真ね。それからトントン拍子。10年おきにちゃんと写真の賞もいただいて。苦労は学生から30歳までだね。でも運が良かったっていうか、人に恵まれて今があることは確か。

—トントン拍子とはいえ、美しさの追求のため、何か努力や勉強をしていたのでしょうか。

雑誌でレギュラーを持っていたから、よくディレクターやデザイナーの人と接するじゃない？彼らは水谷さんの写真はちょっと違うって言うんだよ。もうその時から私の作品は美しいんだよ。非常にデザイン的で、それでいて迫力や力強さもあって。あくまでも独学。

—独学というのは、他の写真はたくさん見ていた？

それはもうたくさん見た。5年間で一流になりなさいっていうのが学校の教えだったから、デビューして5年経ってダメだったら写真を止めるってことを定めていた。

—自分がプロになったと思えたのは、やはり富士フィルムでの写真展ですか？

そうそう、その作品だね。それが今までになかった作品だったのよ。「アップの水谷」って言われるほどクローズアップした写真を自分で作り上げた。それまでも美しい山岳写真はあった。でも私は山を撮りながら人間を撮ったわけ。それは、学校で学んだことだね。人間の素晴らしさをどう捉えれば一流になれるかだけを考えていた。出した答えは、やっぱり自分にしかできない世界を持つということ。それが短い玉（レンズ）でクローズアップだった。これが私のデビュー。そして毎日新聞のグラフ誌をフリーランスとしてやるようになった。『極限の形象』っていう、日本で初めてのスポーツ写真集に繋がった。

—水谷さんの作品は記憶に残る写真ですよ。僕はストリートスナップを撮っていますが、“ここ”って舞台を決めて役者がくることを願いながら待ち続けるんですが、水谷さんの写真も近い気がします。

そうだね。計算はある。ポジションとアングルの2つには、若い時からすごく神経を使った。自分が思ったところに選手を呼び込む。だから看板（余計なもの）

がないわけ。影の中にあったりして構図ができあがっている。私には先天的にデザイン性と造形性というか、そういう感性があったのかもしれない。

—水谷さんの引きの写真的美しさって、そういうところにあるんですね。記録ではなく、表現するという作品意識を感じますね。

どんどん写真を発表して上手くなっていく過程には、やはり重森先生たちの影響がある。賞をもらった時も、水谷は瞬間を撮るということに対してはもう何の問題もないが、お前には欠けているものがあると。もっと人間の写真を勉強しなさいということだった。当時はもう自分の感性とか勢いに任せて撮っていた。「水谷さあ、スポーツをやる時になぜ、その瞬間ばかりを追いつけるの?」と重森先生に言われた。「なぜ人間を撮らないのか」と。私は、「まだ人間を撮るだけの、人間を理解できるだけの人間になってないから、人間は撮れない」と反論した。「いま、若いからこそ撮れる写真、瞬間を極めたい」と言っていたね。でもね、「お前は瞬間はもう撮れる。だから、もっと勉強して人間を撮りなさい。水谷はドキュメントを撮れるから、それでスポーツ選手の喜怒哀楽とか、心理心情とかを撮るんだ」と。雑誌『Number』を始めた頃だったけど、そこから私の写真は変わったよ。

—写真著作権についてどのように考えていますか?

デビューした時から今までの作品全部（の著作権）が自分のものとして残っている。絶対に権利を売ったりはしない。いま生活できるのは何故かという、ネガ（と著作権）が全部自分のものとしてあるから。著作権を意識したのは、毎日新聞の仕事で札幌オリンピックを撮影したけど、それをみんな持っていかれた経験からだね。やっぱり写真はネガ（と著作権）がなきゃダメだと再認識した。私はフリーランスだから、これが唯一残されるものだ。だからその意識は強い。

田沼（武能）先生と話をしている中でも、ここだけは絶対的に合っていたね。先生も言っていた。「ブツ（ネガ）だけは渡しちゃいけない、権利は譲っちゃいけない。写真家が唯一持つ権利は、その写真の著作権だけだ」と。そういうふうな気持ちが合って、先生には影響を受けた。今のスポーツ写真の世界では、ほとんどが権利をとられちゃっている。ジャンルが違ってもそうだね。フリーランスっていうのはいつ切られるかわからない。その時に写真がなかったら生きることができない。だから、23年間、水谷塾ではそこを教えた。

—水谷塾は60歳になってから始めたのですよね。

そう。それまではね、人に教えるなんてことよりも、

まず自分が写真を極めたいというのがあった。その中で、私はどんな仕事でも、写真の権利だけは自分のものにしてきた。そこが多くの人と違う。渡してしまう写真家もいたろうけど、でもそれだけはやらない写真家を目指した。それは守った、ちゃんと。そういうことを水谷塾で教えてきたから、卒業生は間違いなく意識しているね。譲ったら最後、自分のものじゃないんだから。写真家としてやっていくことはできないんだ。だから私は新聞社は勧めない。

—以前、チャリティでオリジナルプリントをかなりリーズナブルな価格で販売されたことがありましたよね?

もうやってないよ。今、私の写真が1枚30万円ぐらい。ようやくアメリカやヨーロッパに近づいた。日本にはそういう売る文化がない。自分の著作物が自分のものだっていうことを意識してやっている人がいない。新しい文化をつくっていく、その前にあるのはやっぱり権利。だから絶対に強く訴えるのはそこ1本。いま、写真家協会も含めてだけど、そういう教えをしっかりとしない。まあスポーツ写真の世界もそう。私が会長の時にはそれをよく言ったんだ。やっぱり指導者がそこをしっかりと教えなきゃダメ。

—JPCAの創立時は、著作権を守ろうという声がいま以上に大きかったのですよね?

そう。各団体のトップ（会長）が参加していたから。田沼先生は、何でも先手を打ってやらなかったらダメだと言っていた。人がやってからじゃ遅いんだよ。そして協会を高めるためには、色んな（ジャンルの）団体が関わって、JPCAは全部の団体を束ねるといふか、指導するといふか。意識改革にはやっぱり強い意識を持った指導者。めちゃくちゃ強いね。私は日本スポーツプレス協会で25年、日本スポーツ写真協会で5年、約30年間にわたって会長をやった。それはもうね、強い意志が働いてるんだよ。

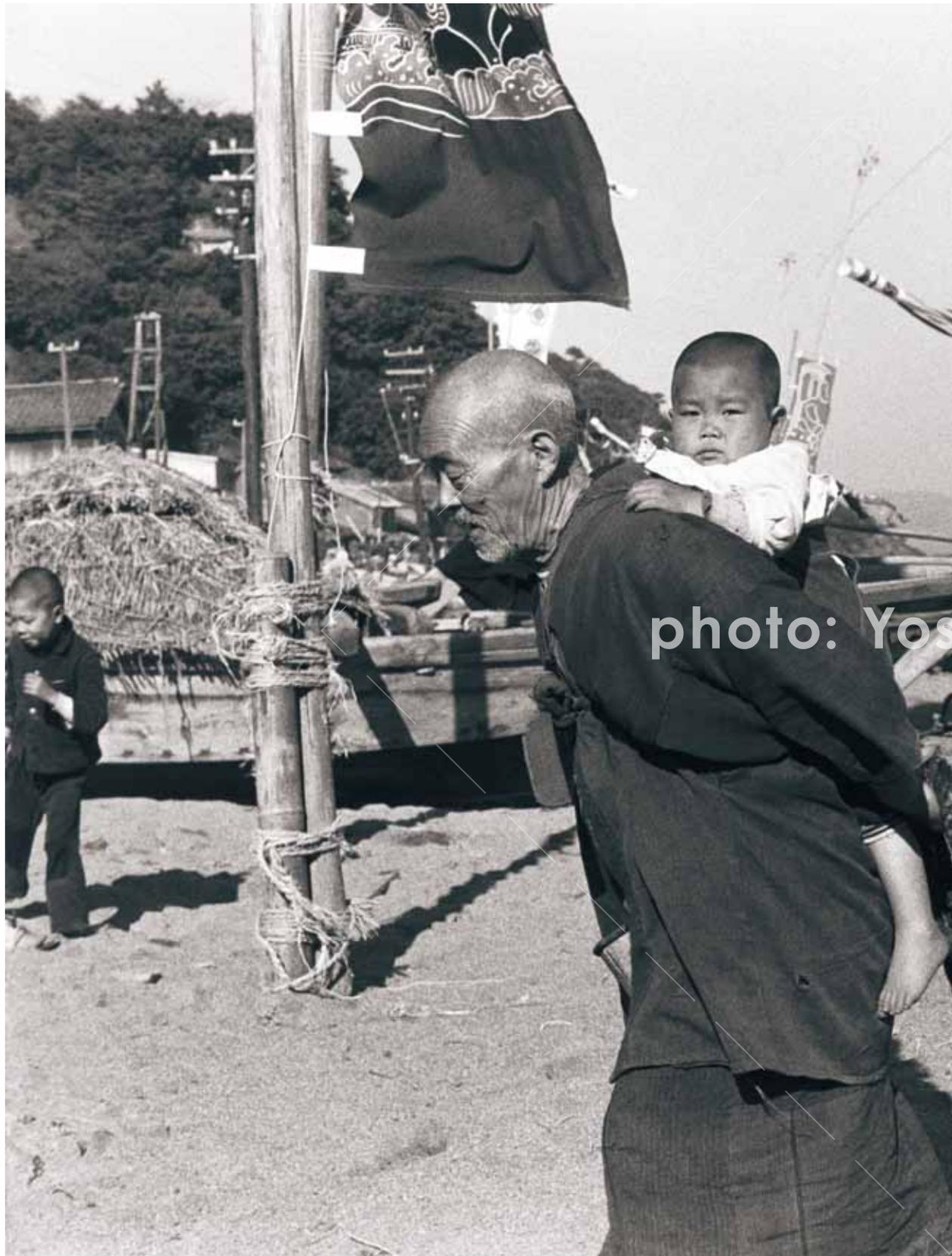
今後、スポーツ写真の将来に向かって、写真家のため、写真界のために、著作権の重要性が認識される時代をつくってほしい。

—ありがとうございました。

聞き手：棚井文雄

水谷章人（みずたに・あきと）

長野県生まれ。1965年、東京総合写真専門学校卒業。30歳で個展「限界に挑むスキー」を開催。クローズアップの写真が評判となり、その後、スポーツの一瞬を捉えた作品を発表し続けてきた。第12回講談社出版文化賞写真賞、第3回藤本四八写真文化賞、日本写真協会賞作家賞などを受賞。





写真集『海と太陽の間』より

新田好 / Yoshimi Nitta
愛媛県西宇和郡瀬戸町川之浜(現・伊方町川之浜)
1966年
八幡浜市美術館所蔵作品

「写真の町」東川町で 写真著作権セミナーを開催

“ストリートスナップを撮り続けていくために”



photo: 池永一夫 / HJPI321110005010

2023年11月11日、北海道上川郡東川町の文化ギャラリーで、日本写真協会（PSJ）と日本写真著作権協会（JPCA）の共催による写真著作権セミナー「写真の著作権・肖像権 ルールとマナー」を開催した。講師は写真家の棚井文雄氏（JPCA 常務理事）が務めた。当日は大雪ではあったが、地元の写真愛好家、写真少年団の中学生、文化ギャラリーで巡回中の東京写真月間2023（PSJ 主催）へ出展している写真家が聴講した。

講演は、近年撮り難くなったと言われる“ストリートスナップ”にどのように取り組めばよいのか、作品を発表するためのルールなど多岐にわたった。堂々と撮ること、疑われるような行為はしない、問題が起こった時には撮影の目的と身分をはっきり伝えるなど対処の仕方を解説した。また、SNS へのアップは慎重に行う必要があることを強調した。

続いて、渡邊澄晴氏が1960年代にニューヨークで撮影した作品を投映して“ストリートスナップ”の魅力を語った。貴重な写真を後世に伝えるためのアーカイブの大切さ、それを利活用するためにいつでも撮影されたかなどの情報も大切であるとの興味深い話が続いた。著作権の解説では、コンテストの応募要項に「著作者人格権」を軽視する傾向があり注意が必要と力説。さらに、生成AIについての現状と問題点などを解説した。

最後に参加者からの質問に答えた。権利に関する法律は裁判のためのもので、それを念頭に置くのではなく、普段から相手に対して敬意と尊重をもって臨めばトラブルは起きないと結んだ。セミナー終了後、参加者からは「勉強になった、最後に敬意と尊重をもって撮影することが大切と聞いて安心した」との喜びの声をいただいた。

記：池永一夫

「写真の町」の活動は40年 — 吉里学芸員に聞く



吉里演子氏
photo: 池永一夫
HJPI321110005010

写真の町課での活動について

吉里演子さんは2005年に写真甲子園に参加した縁で、ボランティアスタッフを経て大学卒業後に臨時職員として東川町に移住したことからキャリアをスタート。

東川町が「写真の町」として活動するに至ったのは、農産物や工芸品ではなく、北海道で一番高い旭岳があるので

写真写りの良い町として展開していけたらという願いからだ。今では、夏の国際写真フェスティバルは実行委員会が関わっていて、町民が現場を支えている。収蔵作品の大型化や増え続けた3,070点の作

品収蔵、常設展示のため、東川町文化ギャラリーは2021年3月にリニューアルオープンした。

今回の著作権・肖像権セミナーと今後について

写真を写す側からすると関心があるテーマで、事前の問い合わせもあった。なかでもうれしかったのが、写真少年団に所属する女子中学生が参加したことだ。普段、町民を被写体に撮影している。町民も知っているのが寛容だが、大人になって東川町以外で撮影するときルールを知らないとトラブルになりかねない。写真少年団を対象にしたり、夏の東川国際写真フェスティバルに合わせてのセミナーもいいかもしれない。著作権のセミナーは堅苦しく思われがちだが、今回のように視点を変えている層の方が楽しめたらと考える。

記：池永一夫

生成 AI 画像と 著作権者 ID に関するセミナーを開催

日本写真著作権協会（JPCA）の「写真著作権普及啓発事業」として、2024年1月23日にアルカディア市ヶ谷において日本写真文化協会（文協）とJPCAの共催事業としてセミナーを開催した。「生成AI画像に関する最新情報と著作権の現状&著作権者IDの有効活用」と題されたこのセミナーには、全国から文協の会員と写真関係者が参集。

前半は、生成AI画像の最新情報と写真著作権のトラブルについて堀光治氏（文協・文化部委員）が講演した。急速に発展する生成AIについて知識



photo: 池永一夫
HJPI321110005010

を深めることは急務であること、また、自身の写真著作権のトラブルにどう対処したのか体験談を基に語った。

後半は、著作権者を明確にする上で、著作権者IDをどのように活用すれば良いのかを棚井文雄氏（JPCA 常務理事）が提案した。さらに、授業目的の公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の制度を説明。たとえ、補償金支払いの対象になったとしても著作権者が分からなくては支払いができない。著作権者IDを有する写真家へ、教育現場での写真利用に対して著作物と著作権者（写真家）との情報が紐づいている「JPCA 教育利用写真アーカイブ」の利用を呼びかけた。

最後の質疑応答で、堀氏が講演に使用した写真や動画について引用の要件を満たしていないのではないかと指摘があった。引用の規定を正しく理解する必要があることを確認した。

記：池永一夫

訃報：日本写真著作権協会（JPCA）元理事 足立寛氏逝去

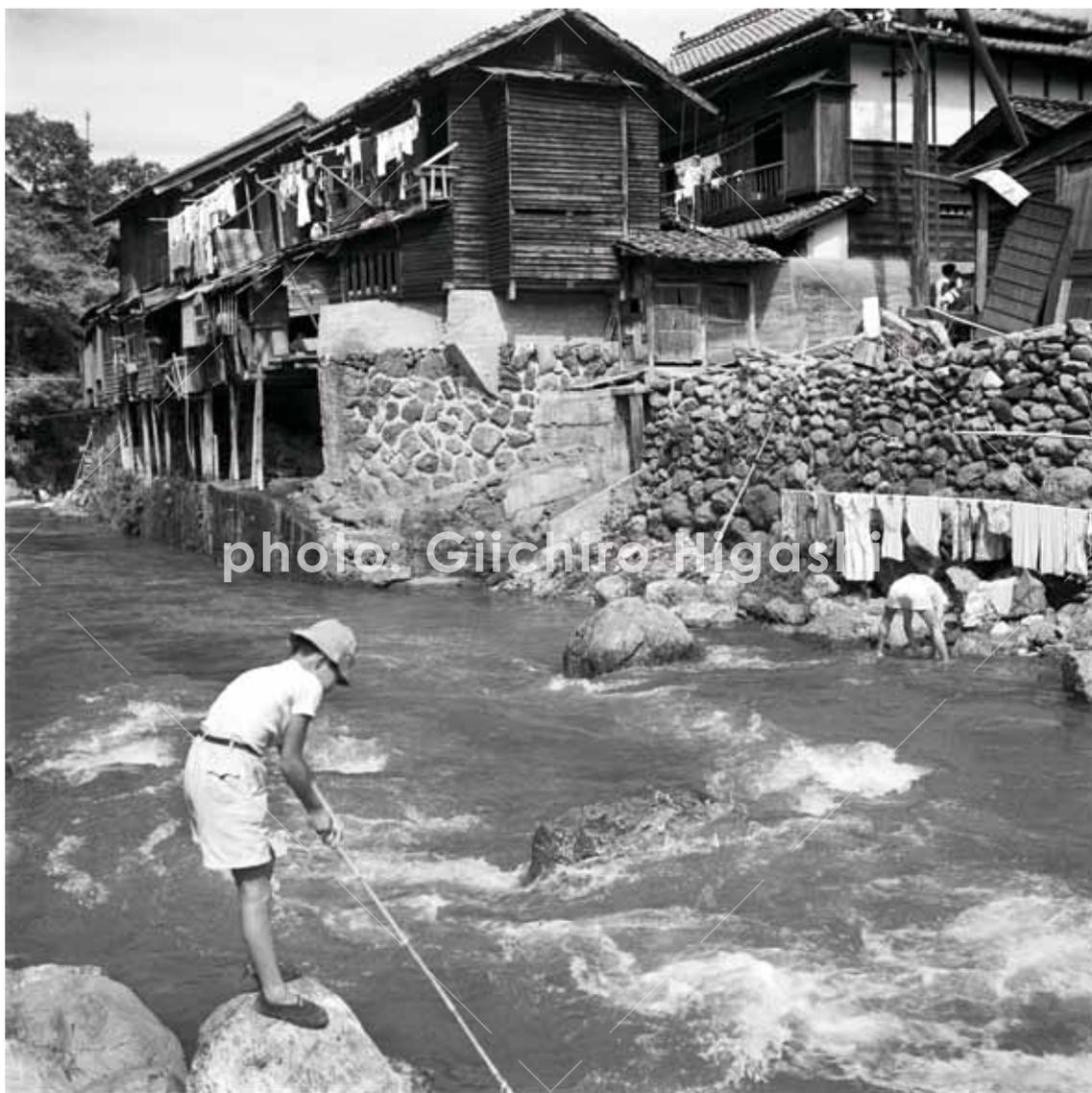
当協会の理事を務められ、「JPCA NEWS」の創刊当初から企画、取材、執筆等にも携わっていただいた足立寛氏が、2023年12月24日に逝去されました。享年75歳でした。「JPCA NEWS」vol.16では、カリブ海で撮影した作品で表紙を飾っています。

足立氏は、日本写真家協会（JPS）、日本広告写真家協会（APA）の会員としての活動と共に写真著作権の啓発活動を続けられてきました。2021年からは日本写真協会（PSJ）会員となり、引き続き情報提供等で尽力いただきました。これらの多大な貢献に深く感謝し、ご冥福をお祈りします。

記：加藤雅昭



photo: 加藤雅昭
HJPI320110001771



写真展「NOT PERMANENT BUT PERMANENT 東儀一郎が見た昭和の坂本」より

東儀一郎 / Giichiro Higashi
熊本県八代市坂本町片岩 球磨川の支流の油谷川
撮影年不明
豊田有希氏所蔵作品



写真展「NOT PERMANENT BUT PERMANENT 東儀一郎が見た昭和の坂本」より

東儀一郎 / Giichiro Higashi
熊本県八代市坂本町坂本 十條製紙坂本工場
1964年
豊田有希氏所蔵作品

著作権の制限

著作物を利用するためには著作者の同意が必要ですが、著作権の制限という例外が規定されています。但し、例外規定が適用される場合も、著作権侵害が無いことが原則です。

著作権の概要

日本の著作権法では著作権は著作者の財産的な利益を守る「著作権（財産権）」と著作者の精神的利益を守る「著作者人格権」に大別されます。

著作権の制限

著作権（財産権）により、原則として、他者の著作物を利用するためには著作者の同意が必要です。但し、以下のような権利制限規定に合致する場合には、著作者の同意が無くとも著作物の利用が可能とされています。

<権利制限規定の例>

- ・私的使用のための複製（第 30 条）
- ・図書館等での複製・インターネット送信等（第 31 条）
- ・引用（第 32 条）※
- ・営利を目的としない上演等（第 38 条）
- ・裁判手続、立法・行政目的のための内部資料としての複製（第 42 条第 1 項） など

規定は詳細に定められており、例えば私的利用のための複製であれば、個人又は家庭内など限られた範囲内での使用が認められている一方、コピーガードを解除して複製した場合は認められないなどの決まりがあり、いずれも、著作権が侵害されないことが大前提です。

※引用について

報道、批評、研究等のために他者の著作物を利用する場合の例外規定ですが、引用の範囲が必要最小限度であること、本文が引用文より高い存在価値を持つこと、といった適用条件があります。写真を引用しようとすれば著作物の全てを複製せざるを得ないため、引用の条件を満たすことは困難と思われるのですが、「引用」に名を借りた著作権侵害が横行しているという問題があります。

最近行われた図書館関係の権利制限規定（第 31 条）の見直し

デジタル化に対応して以下の見直しが行われました。

1. 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

従来、国立国会図書館がデジタル化された絶版等資料を電子メールなどで送信出来る先は、公共図書館、大学図書館等に限られていましたが、2022 年 5 月以降、事前登録した利用者に対してもデータ送信することが可能となりました。データを受け取った利用者は私的使用のために複製したり、非営利無料を条件として（ディスプレイ表示や印刷物により）公衆に伝達したりすることが出来るようになりました。

2. 特定図書館等から利用者への所蔵資料のインターネット送信

国立国会図書館、公共図書館、大学図書館などが所蔵資料を利用者の調査研究のために提供する場合、著作物の一部の複製物を 1 人に対し 1 部提供できますが、電子メールなどによる送信は認められていませんでした。2023 年 6 月以降、著作物の一部（政令で定める場合は全部）を電子メールなどにより送信することが可能となりました。著作権者の利益のため、情報送信する図書館等の設置者が著作権者に対して保証金を支払うことが義務付けられました。

AI 学習と権利制限規定の問題

一方 AI 学習についても 2018 年の著作権法改正に織り込まれましたが、課題の多い状態です。法改正後、生成 AI による著作物の学習は「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」（第 30 条の 4）として権利制限の対象となっており、著作者の同意は不要とされています。

しかしながら、AI 学習が権利制限の対象として妥当なのかについては議論の余地があり、適切な見直しが望まれます。

記：大國浩太郎

【参考文献】

文化庁著作権課「著作権テキスト - 令和 5 年度版 -」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_01.pdf



QUESTION

神社仏閣に肖像権はあるか？

神社へ初詣に行ったとき家族の写真を撮っていたら、背景（本殿）に撮影禁止の立て看板があり、気が付かずに撮影していたら「肖像権があるので撮影禁止です」と言われました。しかし、自宅近くの神社では自由に撮影できました。建物や仏像によって違いがあるのでしょうか？



シリーズ「Shades of Cities」 / Paris
 棚井文雄 / Fumio Tanai
 HJPI320610000334

ANSWER

いわゆる「肖像権」はありません。
 肖像権は「人」のみが持っている権利です。

ここ数年、世界的にも「仏像」ファンが急増しており、神社仏閣で撮影した建物や仏像などの写真をSNSなどへアップしたり、フォトコンテストに応募して良いのかどうか分からないとの声も多く聞かれるようになってきました。このような撮影に際して、3つの権利、「肖像権」「所有権」「施設管理権」について確認してみたいと思います。

「肖像権があるので撮影禁止です」、この言葉はさまざまなシーンで耳にしてきましたが、建物や仏像などに、いわゆる「肖像権」はありません。これは「人」のみが持っている権利です。

建物の関係者や仏像の制作者が、「著作権」を有している場合がありますが、その多くは明治以前の制作物であると思われる、既に保護期間が満了しています。神社仏閣の権利は、基本的には「所有権」であり、私たちが撮影した写真を自身で利用することに問題はないと考えられます。

しかしながら、仏像などは美術の著作物であると同時に、宗教上の信仰の対象でもあります。そのため、所有する神社仏閣が長期間の保存・管理をしているとして、著作権法とは別の問題が挙げられます。

数年前、ある寺院が、「無断で営利目的の撮影を行うことを禁止」としていたにもかかわらず、利用の許諾を得ずに外観を撮影した写真を使ってパズルを制作・販売したとしてある会社を訴えました。結果的には、その会社が持っていたパズルの在庫を廃棄することで和解になりましたが、たとえ撮影が可能であったとしても、禁止されている内容に反する行為や、先述のように信仰の対象への行為として疑問を投げかけられてしまうような利用については十分な配慮が必要となります。

口頭で『撮影禁止です』と伝えられた場合であっても、建物の“敷地内”であるならば、「施設管理権」を有しているため、従うしかありません。よくあるケースとして、撮影に夢中になっている余りに、気が付かないまま無許可で敷地に入っている場合もあるため注意が必要です。

公道など、敷地外から神社仏閣などの建物を写した（写り込んだ）写真については、その利用内容、対象物が画面を占める割合を意識する必要もありますが、基本的には問題ないと言って良いでしょう。

記：棚井文雄

第45回SSP展「自然を楽しむ科学の眼2024-2025」

一般社団法人日本自然科学写真協会
後援 環境省



東山堅一「モルゲンロートと朝虹」



岸本登巳子「ユリカモメの会話」



川那部 恒「ミヤケテグリの産卵行動」



小野壮大「シロカネグモの一種を運搬するヤマトリジガバチ」

SSP (日本自然科学写真協会) 事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町5-6 ビラカーサ五番町208 TEL・FAX 03-3264-3383 E-mail ssp@ssp-japan.org HP <https://www.ssp-japan.org>

富士フィルムフォトサロン

- 東京展 2024年5月24日(金)～5月30日(木)
- 札幌展 2024年6月14日(金)～6月19日(水)
- 大阪展 2024年6月28日(金)～7月4日(木)

- 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」
2024年7月24日(水)～9月1日(日)

- 富山展 富山市科学博物館
2024年9月11日(水)～10月9日(水)

- 明石展 明石市立天文科学館
2024年10月19日(土)～12月1日(日)

- 京都展 AMS写真館ギャラリー
2024年12月6日(金)～12月11日(水)

- 島根展 島根県立三瓶自然館サヒメル
2024年12月21日(土)～2025年1月26日(日)

- 広島展 5-Days子ども文化科学館
2025年2月15日(土)～3月16日(日)

- 宮崎展 宮崎県総合博物館
2025年4月26日(土)～6月8日(日)

第49回
2024

JPS展

2024 the 49th Exhibition of the JPS

東京展

5.18(土)～5.26(日)

東京都写真美術館 B1F 展示室

開館時間 10:00～18:00(木・金は20:00まで) 月曜休館

関西展

6.18(火)～6.23(日)

京都市美術館別館 2F

開館時間 10:00～18:00

第3回知っておきたい

写真著作権 & 肖像権セミナー

公益社団法人日本写真家協会 / 一般社団法人日本写真著作権協会 共催事業

[講師] 吉川信之 (JPS著作権委員会担当理事) / 棚井文雄 (JPCA常務理事)

- 東京 5/19(日) 東京都写真美術館1Fホール
- 関西 6/15(土) 京都市勧業館「みやこめっせ」B1F大会議室

※参加無料 詳細は日本写真家協会HP、チラシをご覧ください。



JPCA NEWS

JPCA NEWS vol.39 2024年4月

発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田中秀幸

編集人 棚井文雄

URL : <https://jpcca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

cover image

《Last Dance》

第92回全日本フィギュアスケート選手権大会 / 2023年12月22日

2016年世界ジュニア選手権を制し、9年連続で全日本選手権に出場した本田真凜選手は、誰よりもフォトジェニックでついついシャッターを多く押してしまう選手だった。2024年1月5日に引退を表明。(写真・文：中村博之)